3—814	発動発電機	ＳＤＧ60ＬＸＶ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—815	発動発電機	ＳＤＧ150ＬＸ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—833	発動発電機	ＳＤＧ150Ｌ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—845	発動発電機	ＳＤＧ25ＺＬＡＸ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—846	発動発電機	ＳＤＧ25ＺＬＸ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—847	発動発電機	ＳＤＧ25ＺＬＡ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—848	発動発電機	ＳＤＧ25ＺＬ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—849	発動発電機	ＳＤＧ45ＺＬＡＸ—５Ｂ２	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—850	発動発電機	ＳＤＧ45ＺＬＸ—５Ｂ２	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—859	発動発電機	ＳＤＧ45ＺＬ—５Ｂ２	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—860	発動発電機	ＳＤＧ45ＺＬＡ—５Ｂ２	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—875	発動発電機（溶接機併用）	ＰＤＷ340ＳＮ—Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—876	発動発電機（溶接機併用）	ＰＤＷ340ＳＮ２—Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—885	発動発電機	ＳＤＧ60ＺＬＸ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—886	発動発電機	ＳＤＧ60ＺＬＡＸ—５Ｂ１	㈱ＡＩＲＭＡＮ

○国土交通省告示第九百十号

大館能代空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　秋田県　秋田県秋田市山王四丁目一番一号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大館能代空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　大館能代空港内及びその周辺　秋田県北秋田市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変　更　後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
（略）			

変　更　前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
（略）			

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。